

2023年8月21日

兵庫労働局長 様

全国労働組合連絡協議会（全労協）
全国一般労働組合全国協議会
自立労働組合連合
不道家神戸労働組合
委員長 伊藤 潔史

住所 兵庫県神戸市西区高塚台5-4-1
不道家神戸内

連絡先 自立労働組合連合（担当：藤原）
京都市南区東九条西山王町7
FAX (075) - 748-8773

兵庫地方最低賃金審議会の意見に対する 異議申出書

最低賃金法第11条第2項及び第12条にもとづき、以下の通り異議の申出を行います。

記

【異議の内容】

- 2023年8月7日に公示された、最低賃金を1001円（引き上げ額41円）とする兵庫地方最低賃金審議会の答申意見は、働いて受け取る賃金としては、あまりにも低すぎ、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上」（最低賃金法）に資するものとは言い難い。
- 2023年7月18日付「兵庫県最低賃金の改正審議にあたっての意見書」（兵庫地方最低賃金審議会宛）で求めたように、兵庫県最低賃金を、『「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる賃金、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」に値する最低賃金に引き上げること。そのために、時間給1500円以上にする。』を求めます。
- 「1500円以上」とすることができなくとも、少なくとも、「全国加重平均1004円」以上となる再答申を求めます。

【異議の理由】

1. 全体的な評価

(ア) 答申額について

兵庫の答申が、目安を1円上回る41円の答申であったことは、現在の目安制度の中で、兵庫の審議会の皆さんの努力であることは理解しています。

ただ、大阪はAランクの目安通り41円であり、大阪の額とは差が開かなかただけで、これでは大阪に永遠に追い付きません。それどころか、全国加重平均を3円も下回ることになり、若者の人口流出は止まりません。

まして、意見書で求めた「1500円以上」とは大きな開きがあります。
また、「全国加重平均1004円」を「3円」も下回っています。

(イ) 要望（建議）について

また、昨年同様に次の3点の要望（建議）を出されていることは、評価しています。

「なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 特に中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資を確保できるよう、労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を迅速かつ強力に行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても、円滑に企業運営を行えるように、現在の「業務改善助成金」制度にとどまらず、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援を行うこと。
- 3 企業物価高騰などの影響を強く受け、業績が圧迫される中小企業・小規模事業者が、労働者を解雇することなく雇用維持できるよう、雇用調整助成金の活用を促進し、適切な支給決定や申請期間の延長等、雇用の維持に取り組む企業への支援を充実させること、及び申請窓口の拡充等十分な配慮を行うこと。」

労働局長には、この要望（建議）を真摯に受け止め、その実現に向けて行動していただきたいと
思います。マスコミなどにも、引き上げ額だけでなく、こうした要望（建議）の内容を積極的に発信していただきたいと
思います。

2. 1500円以上を目指す努力を。全国加重平均を上回る引き上げを

①要望は、意見書で述べたように1500円以上です。

神戸新聞社説「最低賃金千円超／継続的な底上げへ努力を」（8月1日）の中でも次のように書かれていました。

時給1002円で週40時間フルタイムで働いても、年収は200万円程度である。非正規労働者が家計を主に支える世帯が増える中、これではワーキングプア（働く貧困層）から抜け出せない。他の先進国と比べても見劣りしたままだ。

最低賃金は、フルタイムで働けば経済的な心配をせずに暮らせる水準にすることが求められる。憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」には、時給1500円台が必要との指摘もある。働く人が将来に希望を持てるよう、力強い底上げにつなげたい。

②「全国加重平均1004円」を上回る引き上げを

7月28日発表の「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」では、「全国加重平均は1002円」でした。

8月18日発表の「全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました」では、「全国加重平均額は昨年度から43円引上げの1004円」と、「2円」引き上がっています。

兵庫の引き上げ答申額「41円」を上回る引き上げ額は、「47円は2県、46円は2県、45円は4県、44円は5県、43円は2県、42円は4県」とのことです。

兵庫の審議会の引き上げ額「41円」は、決して高い引き上げ額というわけではありません。

兵庫の場合41円引き上げでは「1001円」。「全国加重平均1004円」を「3円」も下回ります。これでは若年労働者の流出に歯止めがかかりません。

「全国加重平均1004円」にするには、「44円」の引き上げ。全国加重平均を上回るには、「45円」以上の引き上げが必要です。

○最低賃金審議会は、

異議申出の審議においては、あまりに低い最低賃金が、「国民経済の健全な発展に寄与すること」（最低賃金法第1条）を妨げてきた状況や兵庫県の若年労働者の流出につながっていることに注意を払い、「41円」の引き上げ額から、更なる引き上げ額の再答申をお願いします。

○労働局長は、

審議会が、答申通りとした場合には、最低賃金法第10条2項に基づいて、「41円の引き上げでは、引き上げ額としては少なく、認めがたい」として、再審議を求めてください。

以上